

委 託 業 務 処 理 要 領

第1 目的

この要領は、北海道（以下、「委託者」という。）が受託者に委託する令和7年度（2025年度）HOKKAIDO WOOD 海外販路拡大事業委託業務（以下、「業務」という。）の処理について、必要な事項を定めることを目的とし、業務の実施にあたり受託者は本要領に従い実施すること。

第2 委託業務内容

HOKKAIDO WOOD ブランドを活用した海外への道産木材製品の販路及び認知の拡大のため、道産木材製品販路拡大協議会（以下、「販拡協議会」という。）の事務局として道が実施する次の1～2の事業に係る業務を委託する。

- 1 海外の木材関係のバイヤー招聘
- 2 韓国展示会での HOKKAIDO WOOD の PR 及び市場調査

なお、HOKKAIDO WOOD とは委託者である道や、道内民間企業等の委員で構成する販拡協議会が管理・運営する道産木材製品を表すブランドであり、北海道産の木材を活用した各種木製品の販路を拡大するための取組の一つとして、令和元年度にスタートしたものである。HOKKAIDO WOOD のブランドイメージ、ロゴマーク、登録メンバー（非公開希望者を除く）、過去の取組等の情報については、公式ホームページ（<https://hokkaidowood.com/>）を参照し、本業務の実施にあたって参考にすること。

第3 仕様

- 1 海外の木材関係のバイヤー招聘

道産木材製品の海外への販路拡大のため、海外からのバイヤーを招聘する。

(1) 業務内容

道産木材製品の海外への販路拡大を図るため、海外の木材関係のバイヤー招聘を実施する。

招聘するバイヤーの対象国は台湾とするが、国際情勢などにより台湾からの招聘が困難な場合は、委託者と協議の上、決定する。

実施時期は、令和7年11月下旬から12月上旬頃とする。

(2) 実施内容

① バイヤーの募集

ア 募集に向けては、HOKKAIDO WOOD に登録している道内企業等を事前調査し、バイヤー募集のためのプレゼン資料を作成することで、HOKKAIDO WOOD の価値を理解し、高い関心を持つバイヤー選定につなげること。

イ 招聘するバイヤーは、道内の視察先や移動を考慮し、5者程度を目安とし、選定にあたっては、委託者と協議の上、決めること。

※留意事項

・バイヤー招聘に参加するための渡航費については、希望するバイヤー自身が自己の責任において負担することとし、委託料に含まない。また、委託者が視察先へ赴く場合においても、その宿泊費・交通費等については委託者自身が別途負担することとし、委託料に含まない。

- ・招聘したバイヤーの道内での招聘期間中の宿泊料及び食事代（昼食・夕食）については、委託料に含む。

② バイヤー招聘の実施

行程は、移動日（初日・最終日）を含め最低5日間以上とし、そのうち「セミナー及び商談会」を1日、「道内企業へのバイヤー視察」を2日以上とする。

ア セミナー及び商談会の開催

（ア）開催場所は、札幌市内とする。

（イ）参加者については、HOKKAIDO WOOD に登録している道内企業等を対象とし、募集については、委託者と協議して調整すること。

（ウ）セミナーでは、海外販路拡大の取組を考えて参加する道内企業に役立つ内容をテーマにすること。

（エ）商談会では、バイヤーとのマッチングのために、必要な資料等の事前準備など、参加道内企業の輸出経験や知識レベルに合わせたサポートをすること。

イ 道内企業へのバイヤー視察

（ア）視察先は、HOKKAIDO WOOD に登録している道内企業3社以上とすること。

（イ）視察先と行程については、バイヤーの意向を踏まえた上で、対象企業や委託者と協議の上、決めること。

（ウ）バイヤー視察における移動については、受託者が手配すること。

※留意事項

- ・バイヤー滞在中の業務の円滑な推進やサポートのため、バイヤー招聘で来道している期間は、日本語と中国語の通訳が可能なスタッフを1名配置する。
- ・海外バイヤーの道内における移動、宿泊及び食事に関するサポートをすること。

③ 招聘後のフォローアップの実施

ア 商談後は、商談成約を目指した輸出手続等の支援を行うこと。

イ ヒアリングの実施

（ア）招聘したバイヤー・道内参加企業へのヒアリングを実施し、満足度等を含めた意見を取りまとめること。

（イ）ヒアリングする内容については、委託者と協議の上、決定すること。

2 韓国展示会での HOKKAIDO WOOD の PR 及び市場調査

(1) 業務内容

韓国の木材関係企業等への販路拡大のため、令和8年（2026年）2月4日（水）～2月7日（土）に開催される展示会「KOREA BUILD in Seoul 2026（韓国高陽市）」へ出展し、HOKKAIDO WOOD の PR 及び市場調査を行う。

(2) 実施内容

① 展示会出展に向けた事前準備

ア ブース1小間（3m×3m）以上の出展申込をすること。出展に必要な費用（出展料・輸送費・装飾費・備品など）については、受託者が支払うこととし、委託料に含む。

- イ 展示会場での HOKKAIDO WOOD の PR のための展示物、レイアウト及び装飾等については、委託者と協議の上、決定すること。
- ウ 販拓協議会が所有するブース装飾用の各種アイテム（幕・タペストリー・前掛け・のぼりなど）やノベルティ（トートバッグ・木製しおり）は、必要に応じて、委託者から貸出を行う
- エ 展示会参加について、木材関係者などに向けた SNS 等での事前告知を実施すること。

② 展示会の運営と市場調査

- ア 道産木材製品の展示とパンフレット等を活用し、HOKKAIDO WOOD の PR を行うこと。
- イ 来場者へのヒアリングのほか、他ブースや他自治体の動向なども含め、現地ニーズ等の市場調査を行うこと。
- ウ 展示会の開催期間中は、1名以上の運営スタッフ、1名以上の日本語と韓国語の通訳が可能なスタッフを配置すること。

※留意事項

- ・ HOKKAIDO WOOD へ興味を持った来場者がいた場合は、名前・連絡先・問合せ内容等の情報を委託者へ報告し、その対応についてサポートすること。
- ・ 委託者が展示会場へ赴く場合において、その宿泊費・交通費等については委託者自身が別途負担することとし、委託料に含まない。

第4 委託期間

契約締結の日から令和8年（2026年）3月10日（火）まで

第5 業務処理計画

受託者は、業務を適正に執行するため、第2に定めた業務内容ごとの業務処理計画を別記第1号様式により、委託契約後速やかに提出するものとする。

また、委託業務の処理について、業務処理責任者を定め、別記第2号様式により通知するものとする。

なお、業務の計画に変更が生じた場合は、受託者はその都度、変更計画書を業務担当員へ提出すること。

第6 再委託

1 再委託は原則禁止とする。ただし、必要により業務の一部を再委託しようするときは、あらかじめ次の書面を提出し委託者の承諾を得なければならない。

(1) 次の事項を記載した書面

- ① 再委託の相手方の商号又は名称及び住所
- ② 再委託する業務の範囲
- ③ 再委託する理由及びその必要性
- ④ 再委託の契約金額
- ⑤ 再委託の相手方に対する業務の管理履行体制
- ⑥ 再委託の相手方の履行実績、組織体制、職員の状況

(2) 再委託の相手方の法令等を遵守する旨の誓約書

- 2 再委託の承諾を得た場合は、受託者が再委託の相手方への管理監督を行うものとする。
- 3 再委託の相手方に対して道との契約書を準用した約定、契約内容や留意事項の十分な説明と理解を得るものとする。
- 4 再委託の相手方が第三者に委託することのないよう受託者から再委託の相手方に指導すること。

第7 実績報告書等の提出

業務を完了したときは、受託者は速やかに実績報告書、収支精算書及び成果品を提出するものとする。

- 1 実績報告書は別記第3号様式により提出するものとする。提出にあたっては、次表に示す内容を業務報告書として紙媒体（A4版）1部、電子媒体（CD-R又はDVD-R）1部にとりまとめ、令和8年（2026年）3月10日（火）までに提出すること。なお、本業務における報告書（データ）及び成果品の所有権及び著作権は委託者に帰属する。

区分	業務報告書の内容
海外の木材関係のバイヤー招聘	バイヤーへのプレゼン資料、招聘の業務内容・成果・課題、招聘後のヒアリング結果等。
韓国展示会でのHOKKAIDO WOODのPR及び市場調査	業務内容、出展結果等。 ※ブースレイアウトに関する図面等、製作した資材のうち汎用的に使用できるもの、広告及び集客に活用した画像データ等は報告書に添えて提出すること。

- 2 収支精算書は別記第4号様式により、費目毎に収支明細を作成し、契約書又は領収書等の写しを添付するものとする。

第8 委託料の請求

受託者は、委託者あてに委託料の支払いの請求をする際には、別記第5号様式を提出するものとする。

第9 概算払

受託者は、委託業務の処理のため、業務委託料の額の範囲内において、業務委託料の概算払を請求するときは、請求書及び別記第6号様式を提出するものとする。

第10 関係書類等の保管

受託者は、業務に係る帳簿を備え収入支出額を記載するとともに、契約書及び領収書等の証拠書類等を整理し、5年間保管するものとする。

第11 個人情報の取扱い

本業務で取り扱う個人情報は、個人情報保護法、北海道個人情報保護条例及び事業者が個人情報を取り扱う際に遵守すべき指針等の個人情報保護制度に基づき、適正に取り扱うこと。

第12 留意事項

- 1 委託期間中の現地調査等、業務の処理状況等に関する報告及び収支精算書の提出の際には、

経費の支払に係る銀行等の振込受取書の写し、振込受付書の写し、インターネットバンキングの画面の写し及び領収書の写し等の支払証拠書類並びに請求書の写し及び契約書の写し等の支払の原因となった書類等を提出すること。

- 2 委託業務に関する帳簿及び書類を備え、当該委託業務に要した経費とそれ以外の経費を区別することができるようこれを整理すること。
- 3 道の業務に要したことが確認できない経費がある場合は、当該経費を除いた上で委託料の額が確定すること。

第13 その他

受託者は業務の遂行にあたっては、関連法令を遵守し、次の点に留意の上、委託者と十分に協議・連絡を取り合って進めるものとする。

- 1 業務の実施にあたり、受託者は自己所有以外の施設、設備等を使用する場合は、各所有者が定める規定等を遵守すること。
- 2 本業務のために実施した打合せ内容については、受託者が打合せ記録を作成し、委託者に提出すること。
- 3 委託者は受託者に対し、必要に応じて実施状況や支出状況等について、報告を求めることができるものとする。
- 4 契約履行過程で生じた成果物が著作物に該当する場合には、当該著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は、委託者に帰属する。

なお、受託者は、委託者及び第三者に対し、本件成果物に関して発生した著作権者人格権を行使しないものとする。ただし、委託者に帰属することができない適切な理由がある場合で、事前に委託者の承諾を得たときはこの限りでない。この場合、委託者は当該許諾条件の範囲内で使用権を有するものとする。

- 5 受託者は、業務の成果を公表しようとする場合は、事前に内容について委託者に通知することとする。ただし、その成果を公表することが委託者の不利益となる場合については、委託者の申出により公表を行わないことができるものとする。

成果の公表に際しては、特段の理由がある場合を除き、その内容が本業務の結果得られたものであることを明示すること。

- 6 業務実施にあたり、この要領に定めのない事項や業務処理について疑義等が発生したときには、委託者と受託者とが協議により定め、適切に遂行するものとする。

業務処理計画書

年 月 日

北海道知事 鈴木 直道 様

住所
受託者
氏名

業務名 令和7年度（2025年度）HOKKAIDO WOOD 海外販路拡大事業委託業務

年 月 日付けで契約した上記の業務について次のとおり実施します。

記

1 業務スケジュール

業務内容	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

※必要に応じて項目を修正すること。

2 業務処理体制

担当業務	職名	氏名

業務処理責任者等選定（変更）通知書

年 月 日

北海道知事 鈴木 直道 様

住所

受託者

氏名

業務名 令和7年度（2025年度）HOKKAIDO WOOD 海外販路拡大事業委託業務

年 月 日付けで契約した上記の業務に係る業務処理責任者を次のとおり

選定（変更）しましたので通知します。

職	氏 名	備 考

実 績 報 告 書

年 月 日

北海道知事 鈴木 直道 様

住所

受託者

氏名

業務名 令和7年度（2025年度）HOKKAIDO WOOD 海外販路拡大事業委託業務

年 月 日付けで契約した上記の業務について完了したので、報告します。

記

1 業務完了年月日 年 月 日

2 成果品

3 その他

委託業務により生じた著作権等一切の権利を引き渡します。

収 支 精 算 書

年 月 日

北海道知事 鈴木 直道 様

住所
受託者
氏名

業務名 令和7年度(2025年度) HOKKAIDO WOOD 海外販路拡大事業委託業務

(単位 円)

区 分		収 入	支 出				
		委託金額	単価	数量	呼称	金 額	摘要
直接人件費							
直接経費	経常的直接経費						
		計					
	特別直接経費						
		計					
小計							
諸経費							
合計							
消費税及び地方消費税相当額							
総 計							

- 注) 1 「直接人件費」欄は、当該業務に従事した調査・研究員の日額単価別に1欄を使用して記載すること。
- 2 「直接経費」欄は、適宜科目を設け、科目ごとに1欄を使用して記載すること。
- 3 外部委員会に要した経費、再委託経費及び外注に要した経費等第三者に支払われた経費については、直接経費中「特別直接経費」欄にそれぞれ適宜科目を設けて記載すること。
- 4 金額の内訳を「摘要」に記載すること。特に、外部委員会に要した経費、再委託経費及び外注等の経費については、その内容が明らかになるように記載すること。

委 託 料 請 求 書

年 月 日

北海道知事 鈴木 直道 様

住 所
受託者
氏 名

業務名 令和 7 年度 (2025 年度) HOKKAIDO WOOD 海外販路拡大事業委託業務
年 月 日付で契約した上記業務の委託契約書第 12 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり委託料の支払を請求します。

記

- 1 契約金額 円
- 2 受領済額 円
- 3 今回請求額 円
- 4 振込先
 - (1) 金融機関名
 - (2) 預金種別
 - (3) 口座番号
 - (4) 口座名義人 (カナ)

※この欄は、押印を省略する場合に記載してください

	氏 名	連絡先
本件責任者		
担当者		

別記第 6 号様式

年 月 日

北海道知事 鈴木 直道 様

(受託者)

年 月 日付けで締結した令和 7 年度 (2025 年度) HOKKAIDO WOOD 海外販

路拡大事業委託業務契約書第 13 条第 1 項に基づき、別紙のとおり収支計画書を提出します

